

多度津町行政改革大綱

令和5年12月

多度津町

目 次

多度津町行政改革大綱	ページ
1 はじめに	1
2 多度津町の人口	1
3 多度津町の財政状況	3
4 行政改革大綱の位置付け	4
5 基本方針	4
6 推進期間	8
7 行政改革の進行管理	8

1 はじめに

多度津町では、昭和 50 年に行政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定して以来、その時宜にかなった行政改革を実行することにより、一定の成果をあげており、平成 31 年策定の大綱では、「健全な財政運営の推進」、「行政運営と人材育成」及び「情報発信と協働のまちづくり」を基本方針とし、財政基盤の強化や効率的な行政サービスの提供、安心して暮らせるまちづくりなど、財政状況や社会情勢を捉えながら、行政改革を進めてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、税金等の減少が見込まれる一方、社会保障関係経費や老朽化が進む公共施設の維持管理費用の増加は避けられず、厳しい財政状況の中で今後も質の高い住民サービスの提供を図るためには、限られた財源と人的資源を有効に活用し、より一層の財政基盤の強化に努めるなど、徹底した行政改革を行う必要があります。

また、地方分権などの社会情勢の変化や住民ニーズの複雑化により、これまで以上に効率的、効果的な行政運営が求められています。

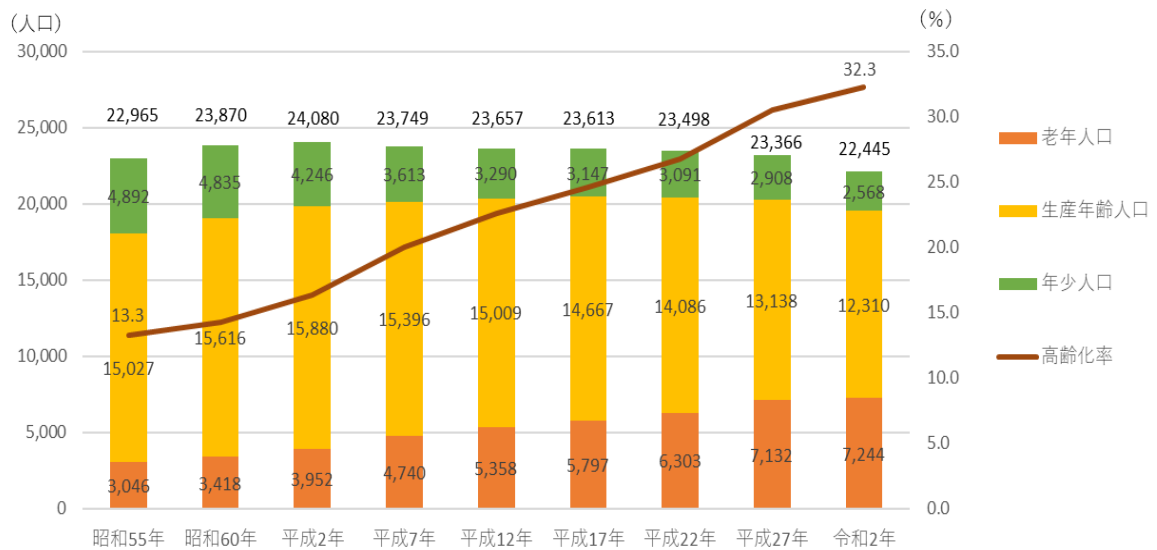
さらには、新型コロナウイルス感染症の蔓延で顕在化した課題等を克服し、ポストコロナを見据えた対策を講じる必要もあります。

これらのことから、新たな大綱の策定にあたっては、引き続き、実施すべき取組を登載するとともに、新たな行政需要に対応した取組を推進してまいります。

2 多度津町の人口

国勢調査結果によると、本町の総人口は平成 2 年の約 24,000 人をピークに減少傾向が続いています。また、年少人口・生産年齢人口が減少していく一方で、老年人口は増加しています。

◆年齢3区分別人口の推移と高齢化率

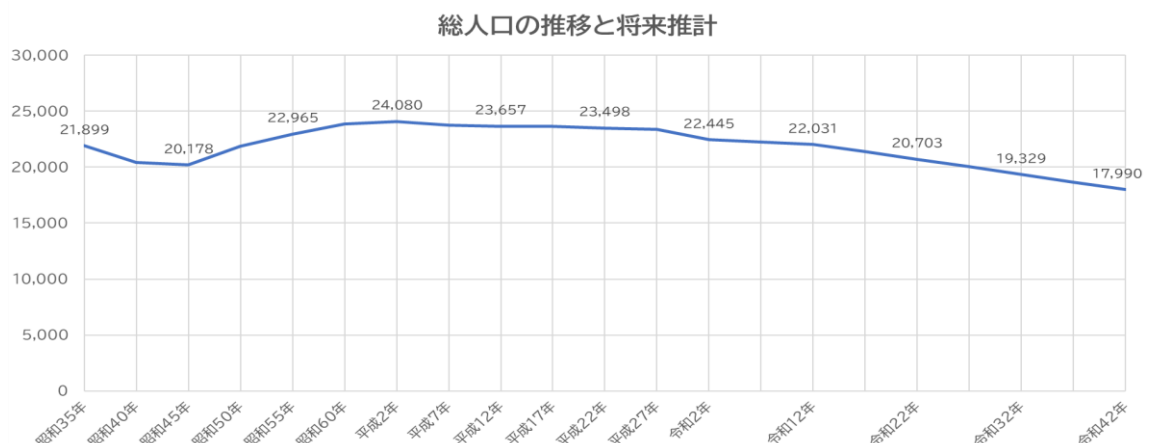


総人口には年齢不詳が含まれるため、内訳と合計が合わない場合があります
資料：国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和42年における本町の人口は17,990人になると推計されており、平成2年時点の24,080人と比べて25%以上も減少していることから、人口減少が更に進むと予想されます。

今後も厳しい行財政運営が見込まれるなか、本町で暮らす住民や、将来住みたいと感じている人々のニーズを的確に把握し、真に必要な行政サービスを施策に反映していく必要があります。

◆総人口の推移と将来推計



資料：国勢調査（～令和2年）、多度津町人口ビジョン（2020年改訂版）（令和12年～）

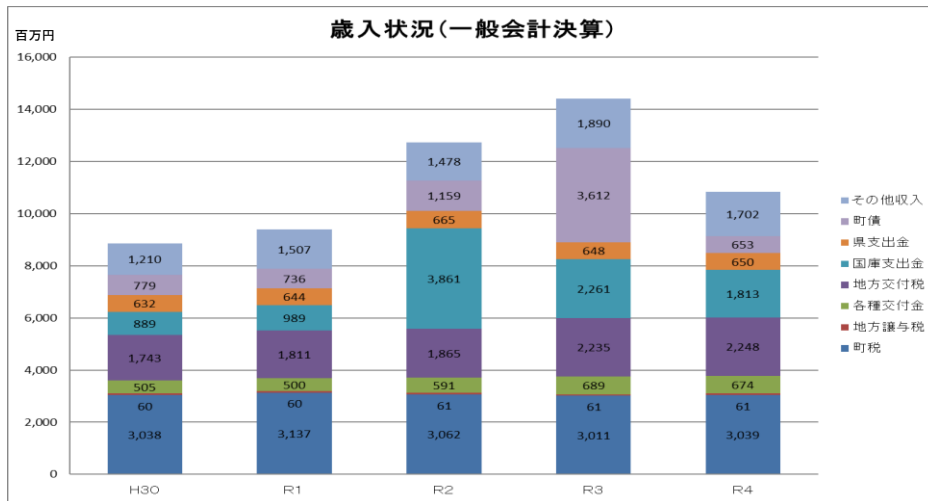
3 多度津町の財政状況

現在の本町の財政状況は、歳入面では、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金が増額された令和2年度、令和3年度を除き、自主財源である町税収入が全体の3割程度を占めていますが、人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、今後、町税収入の増加は見込めないものと思われます。

一方、歳出面では、社会保障関係経費である扶助費の増加とともに、老朽施設の管理に係る維持補修費や更新による普通建設事業費の増加が見込まれ、今後の財政を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

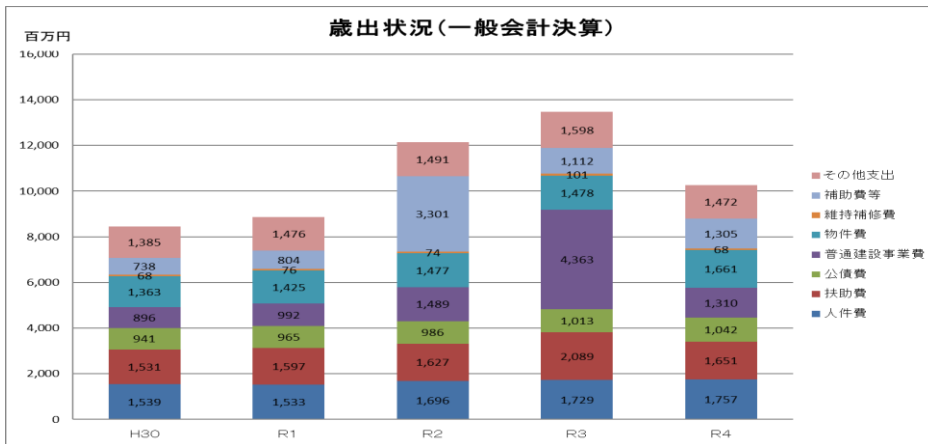
複雑・多様化する住民ニーズに応え、今後も持続可能な行財政運営を図るためには、これまで以上に財政の健全化に留意しつつ、自主財源の安定的な確保や、限られた財源の計画的な活用が強く求められます。

◆歳入の推移



◆歳出の推移

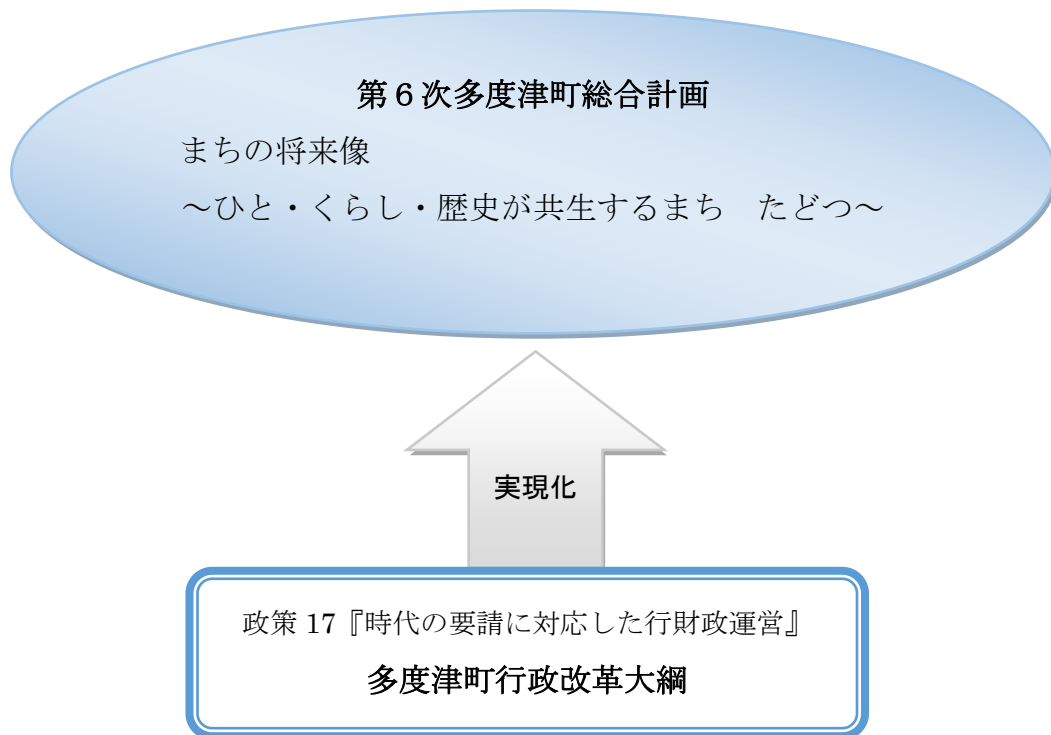
(令和4年度主要施策の成果に関する報告書による)



(令和4年度主要施策の成果に関する報告書による)

4 行政改革大綱の位置付け

本大綱は、町の最上位計画である「第6次多度津町総合計画（平成28年度～令和5年度）」（以下「総合計画」という。）の推進のための方策の1つとして位置づけられています。総合計画で掲げている将来像「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」の実現に向け、時代の要請に対応した行財政運営を推進すべく取り組みます。



5 基本方針

総合計画の実効性を確保するとともに、本町を取り巻く社会的環境や課題を解決するため、前大綱に引き続き、次の3つの項目を行政改革推進の基本方針とします。それぞれの基本方針に対応した主な取組事項について定め、行政改革を推進します。

- 基本方針1 健全な財政運営の推進
- 基本方針2 行政運営と人材育成
- 基本方針3 情報発信と協働のまちづくり

基本方針 1 健全な財政運営の推進

今後も質の高い住民サービスの提供を図るためには、持続可能な行財政運営を目指し、引き続き、行財政改革に取り組む必要があります。

安定的で健全な財政構造を維持するため、将来の財政負担を見据えた予算編成を行い、より一層の経費の節減合理化を図るとともに、歳入の確保に努めるなど、効率的で効果的な財政運営を行います。

【主な取組】

○ 歳入の確保

多様化する行政需要への対応には、安定した財源の確保が不可欠であることから、町税その他公共料金等の徴収率を向上させる取組の検討や、ふるさと納税の活用、新たな財源の確保の検討など、多角的に収入額の増加を図ります。

○ 徹底した歳出削減

町単独事業、国・県補助事業の別を問わず、全ての事業について効果を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、歳出削減に努めます。

○ 民間活力の有効活用

これまで業務委託や指定管理者制度を積極的に活用してきましたが、今後も行政サービスの質の確保に関して行政が責任を持つとともに、委託可能な業務を継続的に検討します。

また、連携協定等に基づく、民間事業所・教育機関などとの協働事業を検討します。

○ 資産の有効活用

公の施設については、計画的に改修等を行うことで施設環境を改善し、利用者の利便性向上を図るなど、有効的な活用を推進します。

また、利用計画のない町有地については、売却及び貸付等を検討し、財産収入の確保を図ります。

○ 計画的な財政運営

限られた財源の中で、公共施設や資機材等の現状を把握し、その管理や更新、廃止等の時期について計画化することにより、施設の最適な配置や財政負担の軽減及び平準化を図ります。

基本方針 2 行政運営と人材育成

人口構成や住民のライフスタイルの変化に伴い、行政に対する住民ニーズは多様化しており、行政の運営手法も少しずつ変化しています。

今後も時代とともに変化する住民ニーズへの柔軟な対応が求められることから、今後は限られた行政の経営資源を最大限に活用して、多様な改革を担えるような職員の育成や意識改革に努め、組織力の強化を図ります。

【主な取組】

○ DXの推進

行政手続や内部手続、業務の全部又は一部においてデジタル技術等を活用することにより、住民の利便性向上及び業務効率化を図ります。

○ 広域行政の推進

多様な取組において近隣自治体と連携することにより、圏域における効果的・効率的な行政運営に繋げ、定住促進と持続的な発展を図ります。

○ 業務の改善

事業の必要性、住民の満足度や事業実施の妥当性を検証し、事務の改善や簡略化を行います。

○ 職員の能力向上と人材の活用

職員の育成を図るため、人事考課制度の有効活用に取り組むとともに、ワークライフバランスの観点から、働きやすい職場環境の整備に努めます。

基本方針3 情報発信と協働のまちづくり

住民ニーズの把握や、住民の主体的な活動への支援など、住民起点の行政運営は、より良い地域社会の構築のために非常に重要です。

住民一人ひとりが、暮らしや生きがいを共に創ることができる地域の実現を目指し、より一層の行政情報の発信及び共有の積極的な推進に努めるとともに、住民の声を聴く機会を充実させ、適切に施策等へ反映させるなど、地域の活性化と協働の取組を推進します。

【主な取組】

○ 情報共有の推進

広報誌やホームページ等の内容を充実させ、これらを活用して積極的に情報を発信することにより、住民との情報共有を図ることができ、透明性のある開かれた行政を実現させます。

○ 安心のまちづくり

異常気象や自然災害の多発が世界的な問題となる中、地球温暖化対策として効果的な取組を推進するとともに、災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織設立の推進や住民の防災意識の向上に努めます。

また、空き家対策や中心市街地の空洞化対策等を行うとともに、交通安全対策を講じる等、住みやすいまちづくりを行います。

○ 賑わいのまちづくり

創業支援や小規模事業者の支援によって、町内産業の活性化を促し、賑わいの創出に繋がります。

6 推進期間

本大綱に基づく行政改革の推進期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

7 行政改革の進行管理

本大綱の推進にあたっては、3つの基本方針に基づく取組内容を具現化した多度津町行政改革実施計画（以下「計画」という。）を策定し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

また、社会経済情勢や住民ニーズの変化を考慮し、計画の達成状況等に基づき、適宜、計画の見直しを行うこととします。

【管理体制】

